

高須輪中土地改良区 定 款

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第 2 条 この土地改良区は、高須輪中土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、岐改区第 6 6 8 号である。

（地 区）

第 3 条 この土地改良区の地区は、別記第一に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

（事 業）

第 4 条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、別記第二に掲げる土地改良事業を行う。

2 この土地改良区は、別記第二 1 号から第 2 4 号の事業に付帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

3 この土地改良区は、別記第二に掲げる土地改良事業に付帯し、その事業を害しない範囲内で高須輪中保全広域組織に参画し、多面的機能支払交付金活動を行う。

4 この土地改良区は、前項の事業を行うに当たり、当該活動組織からその事務を委託される場合は、これを受託する。

（事務所の所在地）

第 5 条 この土地改良区の手事務所は、岐阜県海津市海津町馬目 5 1 5 番地の 1 に置く。

（公告の方法）

第 6 条 この土地改良区の手公告は、事務所の手掲示場及びこの土地改良区の手地区の手属する市・町の手事務所の手掲示場の手掲示してこれを手する。

2 前項の手公告の手内容は、手必要があるときは、手書面を手もって手組合員の手通知し、又は手岐阜新聞、手

日新聞に掲載するものとする。

第 2 章 准組合員及び施設管理准組合員

(准組合員等たる資格)

第7条 次に掲げる者は、この土地改良区の准組合員となることができる。

- 一 この土地改良区の地区内にある土地の所有者であって、組合員でないもの
- 二 この土地改良区の地区内にある土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者であって、組合員でないもの

2 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織その他の団体であって、この土地改良区の地区内において土地改良施設の管理に関連する活動を行うものは、この土地改良区の施設管理准組合員となることができる。

(准組合員等の加入)

第8条 この土地改良区の准組合員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。

- 一 准組合員になろうとする者の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在及びその資格に係る権利の種類
- 三 准組合員になろうとする者に、法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 四 自ら又は第三者を利用して第11条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約

2 前項の場合において、准組合員になろうとする者がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金の分担をしようとするときは、加入申込書に第36条の書面を添付しなければならない。

3 この土地改良区の施設管理准組合員になろうとする団体は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。

- 一 施設管理准組合員になろうとする団体の名称、住所及び代表者の氏名（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 自ら又は第三者を利用して第11条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約

4 前項の場合においては、加入申込書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又はこれに代わるべき書類
- 二 団体の主たる構成員がこの土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者であることを

証する書面

三 土地改良施設の管理に関連する活動の実績又は計画を記載した書面

- 5 この土地改良区は、第1項又は第3項の加入申込書を受け、これを承諾したときは、書面をもってその旨を申込者に通知し、組合員名簿に記載するものとする。

(資格変動の申出)

第9条 准組合員及び施設管理准組合員（以下「准組合員等」という。）は、前条第1項、第3項又は第4項の規定により提出した書類の記載事項に変更があったとき又は准組合員等たる資格を失い、若しくはその資格に変動があったときは、直ちにその旨をこの土地改良区に申し出なければならない。

(准組合員等の脱退)

第10条 准組合員等は、60日前までに、予告して脱退することができる。この場合において、准組合員がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金の分担をしているときは、第37条の書面を提出しなければならない。

- 2 准組合員等は、次に掲げる事由によって脱退する。

- 一 准組合員等たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

- 3 この土地改良区は、准組合員が脱退したときは、その旨をその准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の組合員に通知しなければならない。

(准組合員等の除名)

第11条 准組合員等が、次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によってこれを除名することができる。この場合には、総代会の日から5日前までに当該准組合員等に対してその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

- 一 賦課金の納入又は土地改良施設の管理への協力その他この土地改良区に対する義務の履行を怠ったとき。
- 二 この土地改良区の事業を妨げる行為をしたとき（第三者を利用してしたときを含む。以下この項において同じ。）
- 三 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの土地改良区の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの土地改良区の信用を失わせるような行為をしたとき。
- 四 暴力的な要求行為をしたとき。
- 五 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
- 六 前各号に準ずる行為をしたとき。

- 2 この土地改良区は、准組合員等の除名を議決したときは、その理由を明らかにして、その旨をその准組合員等に通知しなければならない。

第 3 章 会 議

(総代会)

第 1 2 条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数及び選挙区)

第 1 3 条 総代の定数は、50人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、別記第三に掲げるとおりとする。

(総代の選挙)

第 1 4 条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

- 2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第 1 5 条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第 1 6 条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第 1 7 条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第 1 8 条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第19条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、総代会の会日の前日(通知で別に定めたときは、その日時)までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第20条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及びに廃止並びに合併及び解散その他重要事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第21条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第22条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(准組合員等の意見の陳述)

第23条 准組合員等は、総代会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

2 前項の規定により、総代会において意見を述べようとする准組合員等は、総代会の会日の5日前(通知で別に定めたときは、その日時)までに、当該意見の内容を明らかにして、当該総代会に出席する旨をこの土地改良区に申し出なければならない。

3 この土地改良区は、やむを得ない理由により前項の申出をした准組合員等の一部を総代会に出席させることが困難なときは、これらの准組合員等に対して、書面により意見の提出を求めることができる。

(総会)

第24条 第18条から前条までの規定は、総会について準用する。

第 4 章 役 員

（役員の定数）

第 25 条 この土地改良区の役員定数は、理事 16 人及び監事 5 人とする。

2 前項の理事定数のうち、2 人は、組合員でないものとする。

3 前項の理事定数のうち、10 人は、組合員であって耕作又は養畜の業務を営む者（組合員である法人の業務を執行する役員を含む。）とする。

4 1 項の監事定数のうち 4 人は組合員とし、1 人は法第 18 条第 6 項各号の全てに該当する者とする。

5 第 2 項の組合員でないもの 2 人は女性とする。

（役員の選任）

第 26 条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

（理事長、副理事長）

第 27 条 理事は、理事長 1 人、副理事長 1 人を互選するものとする。

第 28 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故があるときは、その職務を代理し理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長、副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長、副理事長が欠員のときはその職務を行う。

（事務の決定）

第 29 条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

（監事の職務）

第 30 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

（役員の任期等）

第31条 役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び法第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による議決の取消による選任及び補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

（役員の失職）

第32条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第31条第1項各号に該当する者となり、又は農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年6月6日法律第39号）による改正前の農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）第42条第1項に規定する経営移譲したことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において第25条の規定にかかわらず、組合員でない役員となることができる。

第 5 章 経 費 の 分 担

（経費分担の基準）

第33条 第4条の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。ただし畑は、田の30%とし用水施設のないものは10%とする。また、大樽川堤以北の地域はこれらの三分の一の割合で賦課する。

2 この土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、第1項の規定を準用する。

（負担金及び分担金）

第34条 この土地改良区は、法第90条の規定に基づき次の国営土地改良事業の分担金を負担する。

1. 国営長良川用水土地改良事業（国営施設応急対策）

2. この土地改良区は、法第91条の規定に基づき次の県営土地改良事業の分担金を負担する。

1. 県営農業基盤整備促進事業（農地耕作条件改善事業）

3. この土地改良区は、次の土地改良区営事業の分担金を負担する。

1. 県単独土地改良事業

4. 前3項の分担金に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより当該事業の施行に

係る土地につき地積割に賦課する。

（賦課徴収の方法）

第35条 前2条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。

（准組合員による賦課金等の分担の申出）

第36条 准組合員が、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金の分担をしようとするときは、その組合員の同意を得て、賦課金の分担方法並びにその分担を開始する時期を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

（賦課金等の分担方法の変更の申出）

第37条 准組合員は、賦課金の分担方法を変更し、又は分担を終了しようとするときは、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員の同意を得て、変更した分担方法を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

（准組合員による賦課金等の分担）

第38条 准組合員が、第36条の申出をしている場合には、第33条から第35条までの規定により組合員に対して賦課すべき賦課金は、その申出に係る分担方法に応じて、その組合員及び准組合員に対して賦課する。

（組合員間による賦課金等の分担の申出）

第39条 他の組合員の資格に係る農地につき所有権を有する組合員又は所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員が、当該他の組合員の同意を得て、当該農地に係る賦課金の分担をしようとするときは、第36条から前条までの規定を準用する。

（特別徴収金）

第40条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第41条 この土地改良区は、法第90条の2及び法第91条の2の規定に基づき、国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、該当特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

（督促）

第42条 法第39条の規定に基づく督促は、その納期期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第43条 第33条、第34条、第38条、第40条又は第41条の規定により賦課された賦課金につき、これを滞納し、又は定期内に履行しない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

(土地改良施設の管理への協力)

第44条 この土地改良区は、第4条第2項別記第二1号から24号の事業に関し、施設管理准組合員に対し、その土地改良施設の維持管理への協力を求めることができる。

2 前項の規定による土地改良施設の管理への協力の時期、内容及び方法は、総代会で定める。

第 6 章 雑 則

(係及び委員会)

第45条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置くことができる。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定めることができる。

(加入金)

第46条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第47条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第43条の規定を準用する。

(基本財産)

第48条 この土地改良区に、基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第49条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第50条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第51条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委 任)

第52条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

1. 設立委員により選任された役員の任期は、第22条の規定にかかわらず平成6年3月31日までとする。
2. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成6年2月8日）から施行する。
3. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成6年12月8日）から施行する。
(H6.9.19理事会・H6.9.28臨時総代会議決 一部改正)
4. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成7年6月25日）から施行する。
(H7.3.13理事会・H7.3.22通常総代会議決 一部改正)
5. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成8年7月3日）から施行する。
(H8.3.18理事会・H8.3.26通常総代会議決 一部改正)
6. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成11年5月6日）から施行する。
(H10.12.22理事会・H11.3.31通常総代会議決 一部改正)

7. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成13年5月14日）から施行する。
（H13.3.5理事会・H13.3.28通常総代会議決 一部改正）
8. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成14年7月15日）から施行する。
（H14.3.4理事会・H14.3.18通常総代会議決 一部改正）
9. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成15年7月16日）から施行する。
（H15.3.5理事会・H15.3.28通常総代会議決 一部改正）
10. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成17年6月3日）から施行する。
（H17.2.24理事会・H17.3.18通常総代会議決 一部改正）
11. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成17年11月11日）から施行する。
（H17.8.18理事会・H17.9.30臨時総代会議決 一部改正）
12. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成20年5月8日）から施行する。
（H20.3.13理事会・H20.3.27通常総代会議決 一部改正）
13. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成21年5月7日）から施行する。
（H21.3.6理事会・H21.3.27通常総代会議決 一部改正）
14. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成21年10月28日）から施行する。
（H21.9.25理事会・H21.10.2臨時総代会議決 一部改正）
15. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成22年4月21日）から施行する。
（H22.2.25理事会・H22.3.18通常総代会議決 一部改正）
16. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成23年4月7日）から施行する。
（H23.2.15理事会・H23.3.3通常総代会議決 一部改正）
17. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成23年10月5日）から施行する。
（H23.9.1理事会・H23.9.13臨時総代会議決 一部改正）
18. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成24年10月10日）から施行する。
（H24.8.20理事会・H24.9.5臨時総代会議決 一部改正）
19. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成25年3月27日）から施行する。
（H25.2.12理事会・H25.3.1通常総代会議決 一部改正）
20. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成25年10月1日）から施行する。
（H25.9.3理事会・H25.9.18臨時総代会議決 一部改正）
21. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成29年4月14日）から施行する。
（H29.2.22理事会・H29.3.14通常総代会議決 一部改正）
22. この定款は、岐阜県知事の認可の日（平成31年4月8日）から施行する。
（H31.2.14理事会・H31.3.4通常総代会議決 一部改正）
23. この定款は、岐阜県知事の認可の日令和2年5月20日）から施行する。
（R2.2.19理事会・R2.3.23通常総代会議決 一部改正）
24. この定款は、岐阜県知事の認可の日（令和3年4月15日）から施行する。
（R3.2.22理事会・R3.3.25通常総代会議決 一部改正）

25. この定款は、岐阜県知事の認可の日（令和３年１０月１８日）から施行する。
（R3. 8. 26理事会・R3. 9. 10臨時総代会議決 一部改正）
26. この定款は、岐阜県知事の認可の日（令和７年４月２２日）から施行する。
（R7. 3. 4理事会・R7. 3. 21通常総代会議決 一部改正）

別記第一（土地改良区の地区）

市 町 村 名	地 域
羽 島 市 桑 原 町	同市同町西小藪 1 丁目 3 番 1 から 2 9 番までの地域及び同市同町西小藪、市道平田西小藪 1 号線以南の一円の田畑。
海 津 市 平 田 町	長良川右岸堤から西の地域、揖斐川左岸堤から東の地域及び大樽堤以南の地域の一円の田畑。 大樽堤から北及び西の地域のうち同市同町岡字山之上新田 1 1 4 1 番 1 から北の地域の一円の田畑。
海 津 市 海 津 町	長良川右岸堤より西の地域、揖斐川左岸堤から東の地域及び同市同町油島、市道海津 3 － 2 1 1 号線から北の地域の一円の田畑。
安 八 郡 輪之内町	同郡同町大樽川以東の地域の一円の田畑。

別記第二（土地改良区の事業目的）

- 1 国営長良川農業水利事業の施行によって生じた施設の維持管理。
- 2 国営長良川用水農業水利事業の施行によって生じた施設の維持管理。
- 3 農林省委託県営高須輪中農業水利事業の施行によって生じた施設の維持管理。但し河川法の指定を受けた施設を除く。
- 4 県営長良川農業水利事業及び同中江用水農業水利事業の施行によって生じた施設の維持管理。
- 5 県営かいがい排水事業長良川地区の施行によって生じた施設の維持管理。
- 6 県営排水対策特別事業の施行によって生じた施設の維持管理。
- 7 県営湛水防除事業（脇野、中江帆引、福江油島、森下・西小薮地区）によって生じた施設の維持管理。但し河川法の指定を受けた施設を除く。
- 8 県営ほ場整備事業（高須一期、高須二期及び高須三期地区）の施行によって生じた施設の維持管理。
- 9 受託県営かながい排水事業高須一期地区用水事業の施行によって生じた施設の維持管理。
- 10 中江川、帆引川及び福江川排水樋門（揖斐川左岸堤）の維持管理。
- 11 県営水環境整備事業（高須輪中地区、馬目工区）の施行によって生じた施設の維持管理。
- 12 国（水資源開発機構を含む）又は、地方公共団体等からの調査業務又は、事業施行を受託することができる。
- 13 県営水田農業振興緊急整備事業（海津3期地区）の施行によって生じた施設の維持管理。
- 14 農地有効利用支援整備事業の施行によって生じた施設の維持管理。
- 15 経営体育成基盤整備事業の施行によって生じた施設の維持管理。
- 16 県単独土地改良事業の施行によって生じた施設の維持管理。
- 17 農業用水水源地域保全普及促進対策事業の施行。
- 18 地域水資源有効利用促進事業の施行によって生じた施設の維持管理。
- 19 農業体質強化基盤整備促進事業の施行によって生じた施設の維持管理。
- 20 太陽光発電事業及び太陽光発電事業で生じた施設の維持管理。
- 21 農業水利施設保全合理化事業及びその事業によって生じた施設の維持管理。
- 22 農地耕作条件改善事業及びその事業によって生じた生じた施設の維持管理。
- 23 国営応急対策事業及びその事業によって生じた生じた施設の維持管理。
- 24 県営特定農業用管水路等特別対策事業によって生じた施設の維持管理。

別記第三（総代選挙区及び定数）

選 挙 区	選 挙 区 域	総代数
第 1 区	平田町勝賀・須賀・野寺・岡・幡長・者結・蛇池、 羽島市西小藪、輪之内町	8人
第 2 区	平田町三郷・仏師川・今尾・西島・高田・土倉・脇野	8人
第 3 区	海津町松木・瀬古・神桐・成戸・福一色・田中・鹿野	6人
第 4 区	海津町秋江・草場・大和田・駒ヶ江・長瀬・日原・立野・ 長久保	6人
第 5 区	海津町外浜・森下・石亀・福江・古中島・金廻・油島・ 万寿新田	6人
第 6 区	海津町福岡・高須・高須町・平原・馬目・内記・札野・ 萱野・東小島・西小島・稲山（柳港）・五町・深浜・江東	11人
第 7 区	海津町稲山（梶屋）・宮地・本阿弥新田・沼新田・安田・ 安田新田・帆引新田・七右工門新田	5人
計		50人